

## 川下企業のDDDグッドプラクティス

## ■ ステップ1 : 強固な企業管理システムの構築

# ステップ1：強固な企業管理システムの構築

## 1-A. 紛争地域および高リスク地域からの鉱物のサプライチェーン指針を採用し、これにコミットする。

(すず、タンタル、およびタングステンに関する補足書より抜粋)

- 鉱物の採掘、輸送、取扱い、取引、加工、精錬、精製、合金化、および輸出に関する共通の参照のための原則を規定し、自社ならびに供給業者の活動と関係性を評価する。
- この指針は、OECDガイダンスのAnnex IIのモデル・サプライチェーン指針に示された基準と調和
- 明確で首尾一貫した管理工程により、適切なリスク管理を確実に行う。
- OECDガイダンスで概説されるデュー・ディリジェンスのステップおよび勧告に対しコミットする。

### 取り組み事例

- ✓ 責任ある鉱物調達方針を確定する  
例：対象鉱物として、3TG+コバルト（など）を方針に含める  
例：必要なキーワード（CAHRAs/OECDガイダンス/Annex IIリスク/自社内部管理プロセス）を含める
- ✓ 方針の適用日を明記する
- ✓ 社内外の関係者、供給業者に自社のHPへの掲載等で周知・公表する
- ✓ 人権侵害等が発覚した場合、取引停止を含むリスク軽減措置を検討する

# ステップ1：強固な企業管理システムの構築

## 1-B. 内部管理システムを構築し、サプライチェーンのデュー・ディリジェンスを支援する。

(すず、タンタル、およびタングステンに関する補足書より抜粋)

- サプライチェーンのデュー・ディリジェンス工程を管理するために必要な能力、知識、および経験を有する**上級スタッフに権限と責任を割り当てる。**
- これらの工程の実施および監視を支援するために**必要な資源を確保**する。
- 企業の方針をはじめとした重要情報が、関係する従業員や供給業者に確実に行き渡る組織構造および**コミュニケーション工程を導入**する。
- サプライチェーンのデュー・ディリジェンス工程実施に関する**内部説明責任 (internal accountability) を確保**する。

### 取り組み事例

- ✓ 組織図/推進体制図等を作成し、リーダーと担当者の役割を明確化
- ✓ 社内関連部門（例：調達/法務/コンプライアンス/CSR/技術部門など）と協力関係を構築
- ✓ 策定した方針を社内外関係者と共有する（社外HP/イントラネットなど）
- ✓ **社内関係者に対し、DDの実施や監視に関する教育を行う**
- ✓ 定期的なMTGを行い、チームメンバーと必要な関連情報を共有する

# ステップ 1 : 強固な企業管理システムの構築

## 1-C. 鉱物サプライチェーンの統制と透明性のためのシステムを構築する。

(すず、タンタル、およびタングステンに関する補足書より抜粋)

- サプライチェーン上の製錬／精製業者の確認を可能にする**サプライチェーン透明性システム**を導入し、「**鉱物の原産地および経由地に関連した危険信号**」が発せられる場所から調達された鉱物の**原産国、輸出国、および経由国**の情報を入手する。
- 直近の供給業者の上流の関係企業を特定することが困難な企業は、共通の供給業者と取引のある業界メンバーや取引のある下流の企業と関わり合い積極的に協力し、サプライチェーン内の製錬業者を特定する。
- 関連する**記録を5年以上維持**する。コンピュータ上でデータベース化することが望ましい。
- 供給業者に関するデジタル情報共有システムを拡張し、精錬／精製業者までをも含めるように支援する。
- 紛争地域および高リスク地域からの鉱物サプライチェーン内の供給業者のデュー・ディリジェンスを評価するためのシステムを採用する。その際、業務上の機密保持およびその他の競合上の懸念を考慮し、本ガイダンス中で推奨される基準および工程を活用する。

### 取り組み事例

- ✓ 調査方法やリスク判定基準、スケジュール（調査頻度）等を明確化する
- ✓ CMRT/CRT（およびサプライヤーとのコミュニケーション記録）を少なくとも5年間保管する

# ステップ1：強固な企業管理システムの構築

## 1-D. 供給業者との関係を強化する。

(すず、タンタル、およびタングステンに関する補足書より抜粋)

- ✓ 現実的に可能であれば、供給業者に対する影響力を育てるために、供給業者との間に、短期の関係や一度きりの契約ではなく、**長期の関係を構築**する。
- ✓ 供給業者に対し、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンに対する**自分達の期待を伝達**する。また、本ガイダンスに規定されたサプライチェーン指針およびデュー・ディリジェンス工程を、適用と監視が可能な供給業者との間で交わす**商業契約書および合意書の両方またはいずれかの中に盛り込む**。その際、必要と見なせば、供給業者に対する**抜き打ち検査を行う権利と、供給業者の書類にアクセスする権利**を含める。
- ✓ 供給業者がそのパフォーマンスを向上させ、また企業のサプライチェーン指針に適合できるよう、その**能力を支援および構築する方法を検討**する。
- ✓ 供給業者とともに測定可能な改善計画を考案することを約束する。リスク緩和を続ける際、適切で必要な場合は、地方および中央政府、国際機関、市民社会組織の参加も仰ぐ。

### 取り組み事例

- ✓ 供給業者との契約時に自社方針への賛同を要請する（契約に盛り込むことがベター）
- ✓ 調査依頼時に自社の期待（RMAP Conformant、**人権侵害フリー**など）を伝える
- ✓ 供給業者に業界の教育プログラム（JEITA「責任ある鉱物調達」調査説明会など）を案内

# ステップ1：強固な企業管理システムの構築

## 1-E. 企業レベルで苦情処理メカニズムを構築する。

(すず、タンタル、およびタングステンに関する補足書より抜粋)

- ✓ あらゆる利害関係者（影響を受ける人々や内部告発者）が、紛争地域および高リスク地域における鉱石の採掘、取引、取扱い、および輸出をめぐる環境について懸念を申し立てることのできる仕組みを作り上げる。企業は、自身の事実評価およびリスク評価に加え、この仕組みによりサプライチェーンにおける諸問題のリスクに関して警戒態勢をとることができる。
- ✓ そのような仕組みを企業自らの手で直接、またはその他の企業や組織と協力した取り組みにより、もしくは外部の専門家または団体（オンブズマンなど）に依頼して設置する。

### 取り組み事例

- ✓ 自社ホームページの関連ページに問い合わせ／相談窓口を明示する
- ✓ 社内内部通報制度がある場合は鉱物調達や調査に関する懸念を受け付ける

## ■ ステップ2：サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価



# ステップ2：サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価

## 2-A. サプライチェーン内の製錬／精製業者を最善の努力によって特定する。

(すず、タンタル、およびタングステンに関する補足書より抜粋)

自身のサプライチェーンで利用される精製金属を生産する鉱物精錬／精製業者を特定することを目指すべきである。これを行うには幾つか方法がある。例えば、

- ✓ 企業にとって直近の供給業者との極秘の話し合いを通じて行う
- ✓ 供給業者との契約書に機密情報の開示要求を織り込むことによって行う
- ✓ 本ガイダンス中の要求を満たす製錬／精製業者を直近の供給業者に対して特定することによって行う
- ✓ サプライチェーンの上流の関係業者を開示してゆくという業界全体の枠組みを通じて行う

### 取り組み事例

- ✓ CMRT/CRTを活用して可能な限り、サプライチェーン上の製錬/精製業者を特定する
  - スメルターリストの“Smelter Not Listed” “Smelter Not Yet Identified”をチェックする
  - CMRTの回収率（Q5）、製錬業者特定状況（Q6）をチェックし供給業者をフォローする

# ステップ2：サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価

## 2-B. 鉱物サプライチェーンのリスク評価の範囲を特定する。

(すず、タンタル、およびタングステンに関する補足書より抜粋)

- 製錬／精製業者と協力し、彼らから鉱物の原産国、経由国、そして鉱山から彼ら業者までを結ぶ輸送ルート、などに関する情報を手始めに入手する。
- 「鉱物の原産地および経由地に関連した危険信号」および「供給業者に関する危険信号」により本ガイダンス適用の必要が生じた鉱物および供給業者についてリスク評価の対象とするために、下流の企業は、ここで得られた情報およびステップ1で得られた情報を検討する。

### 取り組み事例

- ✓ 川下企業の場合、製錬/精製業者より上流のサプライチェーンのリスク評価はRMAPの監査結果を活用する
- ✓ OECD ガイダンス Annex II を参考に、**自社の業態やサプライチェーンの特性などを考慮し、**自社が対処すべきリスクを決定する（リスクを選んだ根拠を明らかにする）

## ステップ2：サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価

### 2-C. 製錬業者／精製業者が、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスの全要素を実施したか否かを評価する。

(すず、タンタル、およびタングステンに関する補足書より抜粋)

- ✓ 製錬／精製業者によるデュー・ディリジェンス行為の証拠を入手する。
- ✓ 評価チームから得られた情報を検討する。
- ✓ 製錬／精製業者によるデュー・ディリジェンス行為の証拠を、本ガイダンス中のサプライチェーン指針およびデュー・ディリジェンス工程と照らし合わせるにより、クロスチェックする。
- ✓ 製錬／精製業者と協力し、能力向上、リスク緩和、およびデュー・ディリジェンスのパフォーマンス改善のための方策を見出すことに貢献する。その際、業界主導の取組みを通じて行うことも含む。

#### 取り組み事例

- ✓ 回収したCMRT/CRTとRMIウェブサイト上のConformant/Active/SSNリストを照合する
- ✓ 必要に応じてRMIウェブサイト上の監査レポートを確認する

## ステップ2：サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価

### 2-D. 必要な場合は、鉱物の精錬／精製業者の施設にて共同で現場確認を実施する。 業界主導のプログラムへの参加を通じてこれを行うことも含む。

(RMI Downstream Assessment Program Assessment Toolより抜粋)

- ✓ 現場評価から得られた情報を含む製錬所/精錬所のデューデリジェンス慣行に関する証拠を入手し、ガイダンスのデューデリジェンスプロセスに対するレビューを行う（RMIなどの業界メカニズムを通じて行うことができます。）
- ✓ 必要に応じて、製錬所/精製所でスポットチェックを実施。
- ✓ 会社のサプライチェーンポリシー（附属書Ⅱに準拠）、関連するガイダンスの補足書、国内法、およびその他の関連する法律文書の要件に対するリスクを評価する

#### 取り組み事例

- ✓ 特定された製錬/精製業者の監査ステータス・レポートをRMIウェブサイトを確認する
- ✓ 自社のデュー・デリジェンス活動により検知・特定された、既知のOFAC規制に抵触するリスクのあるスマルター情報と照合する

- **ステップ 3 : 特定されたリスクに対処するための戦略の構築と実施**

# ステップ3：特定されたリスクに対処するための戦略の構築と実施

## 3-A. 任命された経営上層部に対し、結果を報告する。

(すず、タンタル、およびタングステンに関する補足書より抜粋)

- ✓ 集まった情報、およびサプライチェーンのリスク評価で特定された現実のリスクと潜在的なリスクについて概説する。

### 取り組み事例

- ✓ 既存の社内定例報告の中に「責任ある鉱物調達」を加える
- ✓ CSRや調達に関する会議等でKPI実績（**回収率等**）および次年度の目標を報告する

# ステップ3：特定されたリスクに対処するための戦略の構築と実施

## 3-B. リスク管理計画の立案と採用。

(すず、タンタル、およびタングステンに関する補足書より抜粋)

- ✓ ステップ2で特定されたリスクへの企業の対応について概説したサプライチェーンのリスク管理計画を採用し、次のいずれかの方法でリスク管理を行う。
  - i) 測定可能なリスク緩和の取組みを実施中、取引を継続する。
  - ii) 測定可能なリスク緩和の取組みを実施中、取引を一時停止する。
  - iii) 緩和の取組みが実施不可能もしくは許容不可となった場合、供給業者との関係を解消する。
- ✓ 供給業者および影響を受ける利害関係者と協議し、リスク管理計画中の測定可能なリスク緩和の戦略について合意する。測定可能なリスク緩和は、その企業の特定の供給業者およびその業者が事業を行う際の状況に応じて調整される必要があり、また、妥当な時間軸におけるパフォーマンス目標を明確に打ち出すことと、改善を測定するための質的および量的な指標のいずれかまたは両方を含む

### 取り組み事例

- ✓ 回収したCMRTのチェックポイントをあらかじめ決めておく
- ✓ リスクが検知された製錬／精製業者への対応方針をあらかじめ決めておく
- ✓ またはその対応方針を関係する供給業者とも共有しておく。

# ステップ3：特定されたリスクに対処するための戦略の構築と実施

**3-C. リスク管理計画を実施し、リスク緩和のパフォーマンスを監視および追跡し、任命された経営上層部にこれを報告する。さらに、緩和の試みが失敗に終わった際には供給業者との関係を一時停止するか解消するかを検討する。**

(RMI Downstream Assessment Program Assessment Toolより抜粋)

- リスク管理計画を実施し、リスク軽減を監視し、指定された経営上層部にパフォーマンスを報告し、軽減の試みが失敗した後、サプライヤーとの取引を一時停止または中止することを検討します。
- リスク管理計画の採用から6か月以内に、測定可能なリスク軽減により、大幅かつ測定可能な改善がもたらされない場合、最低3か月間サプライヤーとの契約を一時停止または中止する。

## 取り組み事例

- ✓ リスク軽減対応の期限および改善が見込めない場合の対応（取引一時停止/取引解消）を決めておく



# ステップ3：特定されたリスクに対処するための戦略の構築と実施

## 3-D. 緩和を必要とするリスクのため、または状況に変化があった後に、事実およびリスクについての追加的な評価を引き受ける。

(すず、タンタル、およびタングステンに関する補足書より抜粋)

- サプライチェーンのデュー・ディリジェンスは動的な工程であり、継続的なリスク監視を必要とする。リスク緩和戦略を実施に移した後、企業はステップ2を繰り返し、効果的なリスク管理を確実に行わなくてはならない。さらに、企業のサプライチェーンにいかなる変化があった際にも、悪影響を防止・緩和するために、幾つかのステップを繰り返すことが必要になることがある。

### 取り組み事例

- ✓ 自社方針および顧客要請に基づき、定期的なCMRT調査を実施しリスク監視を継続する。
- ✓ 調達品の仕様や商流の変更都度、必要な範囲で追加のリスク評価（調査）を行う。

- **ステップ4：独立した第三者による製錬／精錬業者のデュー・ディリジェンス行為の監査を実施**

## ステップ4：独立した第三者による製錬/精製業者のDD行為の監査を実施

4-A. 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのための製錬/精製業者のデュー・ディリジェンスを独立した第三者が監査する計画を立てる。

4-B. 上記の監査の範囲、基準、原則および活動に従って監査を実施する。

(すず、タンタル、およびタングステンに関する補足書より抜粋)

- ✓ すべての下流の企業は、業界団体もしくはその他の適切な手段を通じて、監査役の任命ならびに本ガイドン  
スで規定される基準や工程に沿った監査条件の決定に参加および貢献することが推奨される。  
中小の事業体は、そうした業界団体への参加または業界団体との協力関係構築が推奨される。

### 取り組み事例

- ✓ 製錬/精製業者の評価にRMAPを活用することを方針に盛り込む。
- ✓ 必要に応じて、製錬/精製業者を訪問するなど、直接のコミュニケーションを試みる。
- ✓ 個社でのアウトリーチが難しい場合は、複数社や業界団体を通じて試みる。

- **ステップ5：サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する年次報告**

# ステップ5：サプライチェーンのDDに関する年次報告

**5-A. 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスに関する追加情報を、年に一度報告するか、もしくはその方が現実的な場合には、年次の持続可能性報告書もしくは企業の社会的責任報告書の中に盛り込む。**

(すず、タンタル、およびタングステンに関する補足書より抜粋)

- ✓ **企業管理システム**：企業のサプライチェーンのデュー・ディリジェンス指針を規定する。企業のデュー・ディリジェンスに関与する経営構造、および企業内で誰が直接の責任者なのかを説明する。
- ✓ **リスク評価および管理**：サプライチェーン上の製錬／精製業者を特定し、これら製錬／精製業者のデュー・ディリジェンス行為を評価するために取られる措置について記述する。その中には、本ガイダンスで推奨されるデュー・ディリジェンス工程に適合する業界の認証制度を通じて公表された有資格の製錬／精製業者リストを含む。リスク管理のために取られる措置についても記述する。
- ✓ **監査**：業務上の機密保持および競争上の懸念ならびに特定されたリスクへの対応に適切に配慮しつつ、これら下流の企業の監査報告について公表する。

## 取り組み事例

- ✓ サステナビリティレポート等で**DD組織体制、調査結果等**、自社のDD状況を情報開示
- ✓ GRIとRMIが発行する「責任ある鉱物調達に関する報告ガイドライン」を活用  
<http://www.responsiblemineralsinitiative.org/news/rmi-and-gri-launch-responsible-mineral-reporting-toolkit>
- ✓ 前年度調査で特定したスマルターリストを開示（非米国上場企業）